



福島労発基 1212 第 1 号
令和 7 年 1 2 月 1 2 日

関 係 機 関 各 位

福島労働局長
(公印省略)

福島県特定最低賃金額の改正に伴う周知広報等について（依頼）

労働行政の運営につきましては、日頃から特段のご理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、福島県特定最低賃金額は、自動車小売業について改正決定し、令和 8 年 1 月 8 日より発効します。

つきましては、貴職におかれましても特定最低賃金制度の重要性について御理解をいただき、別添のリーフレット等を御活用いただくとともに、広報誌やホームページの掲載など、改正される福島県特定最低賃金の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、最低賃金の改正に対応して賃金の引き上げを行う場合には、「賃上げ」支援助成金パッケージとして、賃金引き上げの各種施策を御利用いただけますので、別添のリーフレットや厚生労働省のホームページ（下記の二次元コード参照）を参考に、周知に御協力を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html



【担当者】〒960-8513

福島市花園町 5-46

福島労働局 賃金室（最低賃金）

TEL 024-536-4604

雇用環境・均等室（業務改善助成金）TEL 024-536-2777

職業対策課（キャリアアップ助成金）TEL 024-529-5409